平成２２年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市長畑町962番地１
破産者　磯木　珠美
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市黒髪町618番地７、旧住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久1908番地２
破産者　北　　彩（旧姓砂川）
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市早苗町516番地10　コーポ吉牟田102、旧住所長崎県佐世保市早岐２丁目43番11号　ラ．ベルビー503号
破産者　下川五百子
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
長崎県佐世保市桜木町５番28号
破産者　猪俣サヨ子
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
長崎県佐世保市干尽町60番地1105号、旧住所長崎県佐世保市大黒町34番22号
破産者　森　　則子
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

更生計画認可

平成２１年（ミ）第３１号
大阪市淀川区宮原１丁目６番１号
更生会社　株式会社ロプロ
１　決定年月日　平成22年７月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　業務及び財産の状況（省略）
第３章　更生計画の基本方針（省略）
第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１　更生担保権
１　リースにかかる更生担保権
⑴　確定更生担保権

件　数	金　　額	別表
3	4,401,905円	7

⑵　権利の変更および弁済方法
【別表７更生担保権弁済計画表】の「１リース」記載の更生担保権は、「弁済額」欄記載の金額（ただし、⑶の特則が適用されるものについては、特則の対象となる弁済額部分を控除した金額）を、更生計画認可決定日から５か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。
⑶　債務引受がなされている更生担保権に関する特則
【別表７更生担保権弁済計画表】の「１リース」の整理番号２番記載の更生担保権のうち第三者が債務引受をしている部分（弁済額195,930円）については、次のとおり取り扱う。
ア　債務引受人が約定に基づくリース料債務の返済を継続している限り、弁済を留保する。
イ　債務引受人が返済を怠った場合には、管財人が更生担保権者からその旨の通知を受けた日から１か月を経過する日の属する月の末日または⑵に定める弁済日のいずれか遅い日までに、上記債務引受部分から債務引受人による既払額を控除した残額を一括弁済する。
ウ　債務引受人が返済を完了したときは、上記債務引受部分についての弁済額の全額について返済完了時に免除を受け、イによる弁済を行った場合には債務引受人による既払額について弁済時に免除を受ける。
２　保証債務履行請求権等を被担保債権とする更生担保権
更生担保権者に債権譲渡した更生会社の貸付金債権について、更生会社が保証したことに基づく保証債務履行請求権および同貸付金債権に関して更生担保権者が過払金返還債務を負担した場合に、更生会社に対してその履行または求償を求める請求権（以下、「保証債務履行請求権等」という）については、次のとおり取り扱う。
⑴　確定更生担保権

件数	金　額	担保目的物の価額	別表
1	222,029,151円および額未定	425,000,000円	7

⑵　権利の変更および弁済方法
ア　【別表７更生担保権弁済計画表】の「２不動産」記載の更生担保権については、更生会社が同表記載の更生担保権者に債権譲渡した更生会社の貸付金債権につき、支払いの遅延もしくは期限の利益喪失を理由として同更生担保権者が管財人に対して保証債務の履行を請求した金額および同貸付金債権に関して貸付先等からの請求により更生会社が負担すべき過払金返還債務を負担したことを理由として同更生担保権者が管財人に対してその履行もしくは求償を請求した金額につき、順次当該各請求の日から１か月を経過する日の属する月の末日、または更生計画認可決定日から５か月を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日までに、一括弁済する。
イ　アによる弁済は、【別表７更生担保権者弁済計画表】の「担保目的物の価額」欄記載の金額に満つるまで行う。
ウ　アの弁済額が222,029,151円に満つる前に、アの貸付金債権および過払金返還債務がいずれも弁済その他の事由に基づき消滅したことにより、保証債務履行請求権等が消滅した場合には、222,029,151円と弁済額との差額は、消滅時に免除を受ける。
第２　優先的更生債権　―租税等の請求権―
１　届出債権

件　数	金　　額	別表
9	53,001,238円および額未定 （内訳） ①本税等　53,001,238円 ②更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　なし ③更生手続開始決定日以降の延滞金等　額未定	8

２　権利の変更および納付方法
⑴　徴収権者の意見を聴き、【別表８租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日。以下同じ。）での間に生じる延滞金等については、更生計画認可決定時にその全額の免除を受け、同表記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から完納に至るまでの間に生じる延滞金等については、完納時にその全額の免除を受ける。
⑵　【別表８租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、上記⑴の免除後の債権（同表「納付額」欄記載の債権）については、更生計画認可決定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに全額を納付する。